

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会  
京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367 〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 「経済再生」への希望を育む 経営者自らの言葉で呼掛けを

米国のオバマ大統領就任式の模様は、さまざまなチャンネルで繰り返し放映されました。「この歴史的瞬間に立ち会いたい」と駆けつけた人々は、期待に顔を輝かせていました。

新大統領は、経済の立て直し、平和の実現、(人種問題を中心とする)不平等の是正といった課題にチャレンジします。しかし、世界各国が目するの、やはり経済危機への対応という問題でしょう。

思想信条の違いとか、好き嫌いの問題はありますが、大多数の人にとっては「とにかく、米国の景気が持ち直してくれないと、自分自身の将来展望も明るくない」というのが本音でしょう。

### 「経済再生」への希望を育む

就任演説では、「私たちの生産性が落ちたわけではない。私たちの商品やサービスが必要とされなくなっただけではない。ただ、同じところに立ち止まり、狭い利益を守り、不快な決断を先延ばしする時代は過ぎ去った。私たちは、アメリカを再生する仕事を始めなければならない」と述べました。

これは、大多数の経営者・労働者の心情をうまく代弁しているでしょう。新大統領は「チェンジ」をキャッチ・フレーズにしていますが、家と職を失った国民は「自分たちが普通に能力を発揮し、仕事をすれば、当たり前前に幸せな暮らしができる」、そんな世界の実現を望んでいるはず

です。そういう意味では、チェンジとは「正常な状態」への回帰にほかなりません。

少なくとも、隣国では、希望に満ちた未来に向かって、力強い一歩が踏み出されました。日本でも、「米景気の奇跡的回復」を他力本願的に祈っているばかりでは何事も始まりません。企業経営者としては、カリスマ性に富んだ若い指導者のようにスタイリッシュには行かなくても、自分のことばで「再生への道筋」を指し示す必要があるでしょう。

「危機は現実のものだ。しかし、私たちはきっとそれを克服できる」というあなたの力強い呼びかけを、従業員たちも待ち望んでいるはず。

2009

3

## 在職老齢のカット

知って得する



### 賃金実務

再雇用により高齢者の賃金が下がれば、雇用保険から高齢者雇用継続給付が出ますが、一方で在職老齢年金の一部がカットされてしまいます。それでも、継続給付をもらうメリットの方がずっと大きいのですが、高齢者に説明できるように調整の基本的な仕組みを理解しておく必要があります。

① 高齢者雇用継続給付と在職老齢年金のカット額は、ともに定年時と比べた再雇用（継続雇用）後の賃金の低下率に応じて決まります。

② 再雇用後賃金が定年時の六一%未満のとき……… 一五%

③ 同六一%以上七五%未満のとき……… 一五%から一定割合を減じた率

④ 在職老齢年金のカット額は、再雇用後の賃金額（標準報酬月額）に次の率を乗じて算出します。

⑤ 同六一%未満のとき……… 六一%

⑥ 同六一%以上七五%未満のとき……… 六一%から一定割合を減じた率

## 雇用継続給付と調整 総収入で得失比較を

よく勘違いされますが、在職老齢の仕組みにより減額された後の年金が計算ベースではありません。「標準報酬月額」を基準として、六%等のカットが実施される点に注意が必要です。

⑦ 高齢者雇用継続給付の乗率が一

五%のとき、在職老齢のカット率は六%で、その比率は五対二です。たとえば、再雇用後の賃金が定年時の七〇%のときには、雇用継続給付の乗率は四・六七、在職老齢のカット率は一・八七ですが、その比率も同じく五対二です。

ですから、大雑把にいえば、継続雇用給付をもらえば、その五分の二相当の年金がカットされるという結論になります。高齢者の手元には、五分の三のお金が残ります。つまり、年金のカットがあつ

ても、継続雇用給付の申請をした方が得たということです。

高齢者に対する説明としては、これで十分でしょう。しかし、実務的には、必ずしもこの説明は正確ではありません。

⑧ 雇用継続給付の計算のベースと

なる「賃金」は、「支給対象者に支払われた（実際の）賃金額」（雇用保険法第六一条第五項）です。毎月の賃金額の変動に合わせて、乗率も変動する可能性があるし、継続雇用給付の額も増減します。

それに対し、在職老齢のカット額を決めるベースとなる「賃金」は、「標準報酬月額」（厚労法附則第七条の五第一項）です。こちらは、原則として一年固定です。

このため、毎月の雇用継続給付と在職老齢のカット額の比率は、びったり五対二になるとは限りませんが、実際に支払われる賃金額が当初想定した範囲内ときは、高齢者も気が付きません。

しかし、残業等が多くて、たまたまある月に再雇用後の賃金額が定年前の七五%以上になったとします。この場合、雇用継続給付は支給されません。在職老齢のカットは「継続雇用給付を受けることができるとき」に実施されるので、継続雇用給付が出ない月は在職老齢がそのまま支給されます。